**平成２５年（フ）第３８号**
京都府福知山市字中ノ30番地　畑中アパート２号
破産者　荻野喜代志
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２５年（フ）第４４８７号**
大阪市中央区谷町６丁目14番14号　メルシアター空堀703
破産者　山田　政弘
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５５９３号**
大阪府八尾市山本町南３丁目７番15―106号
破産者　金沢　　耀
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５９９９号**
大阪市福島区鷺洲４―４―11、開始決定時大阪市北区大淀中１丁目11番９号
破産者　加護　友秀
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７２号**
堺市南区御池台１丁35番13号
破産者　長廣　　剛
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第９５９号**
堺市東区北野田231番地45、事業所所在地大阪市天王寺区北河堀町７―13
破産者　ビーバーデンタルラボラトリーこと
山田　芳伸
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１０３６号**
大阪府東大阪市上四条町23番５号
破産者　東園　　香
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１０３９号**
大阪府吹田市山田南52番26号
破産者　首藤　禮治
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１１０１号**
大阪府豊中市桜の町５丁目３番39―103号
破産者　杣友　博明
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１１１４号**
大阪市西成区千本北１丁目11番４号
破産者　ジネンこと　久保田英幸
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１１４３号**
大阪市淀川区新北野２丁目４番23―203号
破産者　飯尾　義方
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１１５１号**
大阪府枚方市香里園桜木町19番６号
破産者　井上　博義
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２１７号**
神戸市北区中里町１丁目８番地の227
破産者　平井　正明
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２１８号**
神戸市北区中里町１丁目８番地の227
破産者　平井　常子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３３０号**
徳島県吉野川市山川町久宗106番地１、旧住所徳島県吉野川市山川町建石115番地１、116番地３
破産者　安原喜美代
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１６６号**
熊本市南区良町４丁目１番71―３号　米森ハイツＢ棟、前住所熊本市南区田井島２丁目２番12号
破産者　野崎　　剛
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第１６７号**
熊本市南区良町４丁目１番71―３号　米森ハイツＢ棟、前住所熊本市南区田井島２丁目２番12号
破産者　野崎千江美
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１９号**
鹿児島県曽於郡大崎町岡別府175番地５、前住所愛知県岡崎市大門３丁目４番地２　セジュール大佳Ａ―201
破産者　徳禮　隆志
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第９号**
鹿児島県鹿屋市笠之原町３番27―１号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町1075番地５
破産者　村山　和子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係